

(2) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル) の 数 の 最 高 限 度	
鹿特区 魚第1号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 サキナシ 口鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 47" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 46" E 130° 13' 47" 点ウ N 32° 17' 48" E 130° 13' 45" 点エ N 32° 17' 51" E 130° 13' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	18台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
鹿特区 魚第2号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 引地テナ アジロ地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 33" E 130° 13' 55" 点イ N 32° 17' 34" E 130° 13' 58" 点ウ N 32° 17' 44" E 130° 13' 46" 点エ N 32° 17' 38" E 130° 13' 45"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	47台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
鹿特区 魚第3号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島柏栗地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 42" E 130° 14' 10" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 14' 15" 点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 20" 点エ N 32° 15' 40" E 130° 14' 21" 点オ N 32° 15' 37" E 130° 14' 17"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	34台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
鹿特区 魚第4号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島幣串前 島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 00" E 130° 13' 52" 点イ N 32° 15' 10" E 130° 14' 02" 点ウ N 32° 15' 28" E 130° 13' 33" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 13' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	348台 (但し、 5月1 日から 11月30 日の間 は165 台)	出水郡長 島町の 旧東町 の地区
鹿特区 魚第5号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	5月1日 から11月 30日	出水郡長 島町獅子 島赤瀬地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点カ N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	92台	出水郡長 島町の 旧東町 の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚第6号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	5月1日 から11月 30日	出水郡長 島町獅子 島鵜瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	49台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第7号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	5月1日 から11月 30日	出水郡長 島町獅子 島片側南 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	42台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第8号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 黒崎浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 28" E 130° 10' 30" 点イ N 32° 15' 23" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 15' 25" E 130° 10' 39" 点エ N 32° 15' 31" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	38台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第9号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 32" E 130° 09' 58" 点イ N 32° 14' 29" E 130° 09' 56" 点ウ N 32° 14' 31" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 14' 42" E 130° 09' 48" 点オ N 32° 14' 46" E 130° 09' 50" 点カ N 32° 14' 45" E 130° 09' 56" 点キ N 32° 14' 42" E 130° 09' 55" 点ク N 32° 14' 34" E 130° 09' 57"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	32台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第10号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 乳ノ瀬戸 口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 13' 36" E 130° 09' 58" 点ウ N 32° 13' 33" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 57"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第11号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町三船 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲 まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 34" E 130° 09' 40" 点ウ N 32° 13' 56" E 130° 09' 28" 点エ N 32° 13' 54" E 130° 09' 23" 点オ N 32° 13' 44" E 130° 09' 28" 点カ N 32° 13' 40" E 130° 09' 24" 点キ N 32° 13' 36" E 130° 09' 31"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	91台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第12号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 三船立石 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 05" E 130° 09' 03" 点イ N 32° 13' 04" E 130° 08' 53" 点ウ N 32° 13' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 13' 25" E 130° 08' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	73台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第13号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 辰の鼻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 08' 45" 点イ N 32° 12' 56" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 45" E 130° 08' 43" 点エ N 32° 12' 48" E 130° 08' 50"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	77台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第14号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 福ノ浦大 平地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 21" E 130° 09' 09" 点イ N 32° 12' 18" E 130° 09' 06" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 08' 57" 点エ N 32° 12' 29" E 130° 08' 52" 点オ N 32° 12' 31" E 130° 08' 53"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	44台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第15号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 12" E 130° 11' 10" 点イ N 32° 15' 11" E 130° 11' 12" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 11' 05" 点エ N 32° 14' 55" E 130° 10' 57" 点オ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点カ N 32° 15' 06" E 130° 10' 57" 点キ N 32° 15' 06" E 130° 11' 00" 点ク N 32° 15' 10" E 130° 11' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	121台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第16号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 子ゴン鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 55" E 130° 10' 43" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	39台	出水郡長 島町の旧 東町地 区
鹿特区 魚 第17号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦木ノ 根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 47" E 130° 10' 38" 点イ N 32° 14' 48" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 36" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 14' 38" E 130° 10' 39" 点オ N 32° 14' 43" E 130° 10' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	出水郡長 島町の旧 東町地 区
鹿特区 魚 第18号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦保育 園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	5台	出水郡長 島町の旧 東町地 区
鹿特区 魚 第19号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日~ 12月31日	出水郡長 島町本浦 野島北地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 41" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 11' 15" 点ウ N 32° 14' 53" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 14' 48" E 130° 10' 56" 点オ N 32° 14' 38" E 130° 11' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	113台	出水郡長 島町の旧 東町地 区
鹿特区 魚 第20号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 基点 3, 点キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 35" E 130° 10' 56" 点イ N 32° 14' 39" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 29" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 26" E 130° 10' 48" 点オ N 32° 14' 20" E 130° 10' 50" 点カ N 32° 14' 21" E 130° 10' 53" 点キ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51" 点ク N 32° 14' 30" E 130° 10' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	36台	出水郡長 島町の旧 東町地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第21号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島板ノ浦 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 49" E 130° 11' 44" 点イ N 32° 13' 57" E 130° 11' 30" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 11' 22" 点エ N 32° 13' 31" E 130° 11' 21" 点オ N 32° 13' 31" E 130° 11' 28" 点カ N 32° 13' 38" E 130° 11' 35" 点キ N 32° 13' 42" E 130° 11' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	83台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第22号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島伊唐湾	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 44" E 130° 12' 03" 点イ N 32° 12' 48" E 130° 12' 05" 点ウ N 32° 12' 43" E 130° 12' 14" 点エ N 32° 12' 40" E 130° 12' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第23号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島えびす 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 32" E 130° 12' 16" 点イ N 32° 12' 34" E 130° 12' 14" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 12' 09" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 12' 12" 点オ N 32° 12' 27" E 130° 12' 15"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第24号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 つぶら崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 50" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 13' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 13' 53" E 130° 10' 31" 点エ N 32° 13' 49" E 130° 10' 30"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	49台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第25号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 竹島末島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ, 点コ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 58" 点イ N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点ウ N 32° 13' 51" E 130° 10' 47" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 10' 53" 点オ N 32° 14' 19" E 130° 11' 09" 点カ N 32° 14' 28" E 130° 11' 12" 点キ N 32° 14' 26" E 130° 11' 21" 点ク N 32° 13' 59" E 130° 11' 19" 点ケ N 32° 13' 51" E 130° 11' 06" 点コ N 32° 13' 50" E 130° 11' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	479台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第26号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 24" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 13' 25" E 130° 10' 39" 点ウ N 32° 13' 22" E 130° 10' 40" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 52" 点オ N 32° 13' 12" E 130° 10' 57" 点カ N 32° 13' 09" E 130° 10' 54" 点キ N 32° 13' 20" E 130° 10' 36"	漁具郡の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	106台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第27号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦白 拍子地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 33" E 130° 11' 14" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 11' 29" 点エ N 32° 12' 19" E 130° 11' 20"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	59台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第28号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 15" E 130° 11' 24" 点イ N 32° 12' 15" E 130° 11' 32" 点ウ N 32° 12' 06" E 130° 11' 33" 点エ N 32° 12' 05" E 130° 11' 25"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	42台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第29号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦崩 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 56" E 130° 11' 45" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 11' 50" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 11' 42" 点エ N 32° 12' 01" E 130° 11' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	28台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第30号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町川床 京泊, 塩 追地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 05" E 130° 11' 30" 点イ N 32° 10' 08" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 10' 35" E 130° 11' 32" 点エ N 32° 10' 33" E 130° 11' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	66台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第31号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 46" E 130° 10' 31" 点イ N 32° 07' 46" E 130° 10' 30" 点ウ N 32° 07' 40" E 130° 10' 33" 点エ N 32° 07' 40" E 130° 10' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第32号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町田尻 西大崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 25" E 130° 08' 03" 点イ N 32° 05' 30" E 130° 08' 14" 点ウ N 32° 05' 25" E 130° 08' 16" 点エ N 32° 05' 20" E 130° 08' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	32台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第33号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町口之 福浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 37" E 130° 08' 36" 点イ N 32° 12' 39" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 44" E 130° 08' 35" 点エ N 32° 12' 42" E 130° 08' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区 魚 第34号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 小島元地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 54" E 130° 08' 08" 点イ N 32° 12' 57" E 130° 08' 05" 点ウ N 32° 12' 53" E 130° 08' 28" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 08' 32" 点オ N 32° 12' 50" E 130° 08' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	55台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区 魚 第35号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 49" E 130° 07' 23" 点イ N 32° 12' 52" E 130° 07' 25" 点ウ N 32° 12' 54" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 49" E 130° 07' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第36号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろ、ぶ り類を除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 48" E 130° 07' 22" 点イ N 32° 12' 49" E 130° 07' 22" 点ウ N 32° 12' 50" E 130° 07' 26" 点エ N 32° 12' 49" E 130° 07' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	10台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
鹿特区魚 第37号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろ・ぶ り類を除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町北方 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 26" E 130° 06' 33" 点イ N 32° 12' 27" E 130° 06' 32" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 06' 26" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 06' 27"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	10台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
鹿特区魚 第38号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 04" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 03" E 130° 06' 48" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 06' 32" 点エ N 32° 12' 07" E 130° 06' 33"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	32台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
鹿特区魚 第39号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 45" E 130° 06' 24" 点イ N 32° 11' 45" E 130° 06' 31" 点ウ N 32° 11' 41" E 130° 06' 31" 点エ N 32° 11' 42" E 130° 06' 23"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	10台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
鹿特区魚 第40号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 高串地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 40" E 130° 06' 21" 点イ N 32° 11' 42" E 130° 06' 21" 点ウ N 32° 11' 41" E 130° 06' 32" 点エ N 32° 11' 39" E 130° 06' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第41号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	阿久根市 脇本鵜ノ 瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 06' 53" E 130° 11' 25" 点イ N 32° 06' 53" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 06' 48" E 130° 11' 16" 点エ N 32° 06' 46" E 130° 11' 23"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	26台	阿久 根市 脇本
鹿特区魚 第42号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点オ N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点カ N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	40台	薩摩 川内 市里 町
鹿特区魚 第43号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甑町 中甑倉妻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点イ N 31° 49' 32" E 129° 51' 19" 点ウ N 31° 49' 38" E 129° 51' 23" 点エ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27"	別紙-1	40台	薩摩 川内 市上 甑町
鹿特区魚 第44号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甑町 桑の浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 28" E 129° 50' 16" 点イ N 31° 50' 31" E 129° 50' 25" 点ウ N 31° 50' 47" E 129° 50' 19" 点エ N 31° 50' 59" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 13" E 129° 50' 23" 点カ N 31° 51' 14" E 129° 50' 18" 点キ N 31° 51' 00" E 129° 50' 14" 点ク N 31° 51' 00" E 129° 50' 10" 点ケ N 31° 50' 45" E 129° 50' 09"	別紙-1	735台	薩摩 川内 市上 甑町
鹿特区魚 第45号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甑町 桑の浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 51' 00" E 129° 50' 10" 点イ N 31° 51' 00" E 129° 50' 14" 点ウ N 31° 51' 14" E 129° 50' 18" 点エ N 31° 51' 15" E 129° 50' 12"	別紙-2	147台	薩摩 川内 市上 甑町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第46号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 藺牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46' 38" E 129° 47' 40" 点イ N 31° 46' 41" E 129° 47' 41" 点ウ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点エ N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点オ N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点カ N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	薩摩 川内 市鹿 島町
鹿特区 魚 第47号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 小牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点エ N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	薩摩 川内 市鹿 島町
鹿特区 魚 第48号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦崎ノ 山小池地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 09" E 130° 11' 24" 点イ N 31° 25' 07" E 130° 11' 16" 点ウ N 31° 25' 23" E 130° 11' 10" 点エ N 31° 25' 24" E 130° 11' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	78台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 (野 間池 地区 を除 く)
鹿特区 魚 第49号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦熊ヶ 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 24' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 31° 25' 00" E 130° 11' 08" 点ウ N 31° 25' 04" E 130° 11' 06" 点エ N 31° 25' 03" E 130° 11' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	26台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 (野 間池 地区 を除 く)
鹿特区 魚 第50号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙野 間池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	26台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第51号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦野間 池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	別紙-1	60台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池
鹿特区魚 第52号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 秋目沖秋 目島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 21' 38" E 130° 10' 15" 点イ N 31° 21' 38" E 130° 10' 17" 点ウ N 31° 21' 31" E 130° 10' 16" 点エ N 31° 21' 31" E 130° 10' 14" 点オ N 31° 21' 27" E 130° 10' 14" 点カ N 31° 21' 27" E 130° 10' 12" 点キ N 31° 21' 34" E 130° 10' 13" 点ク N 31° 21' 34" E 130° 10' 15"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	16台	南さ つま 市坊 津町 秋目
鹿特区魚 第53号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 17" E 130° 13' 17" 点イ N 31° 18' 21" E 130° 13' 13" 点ウ N 31° 18' 18" E 130° 13' 10" 点エ N 31° 18' 14" E 130° 13' 13"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区魚 第54号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市丸木崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 08" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 12' 57" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 12' 57"	別紙-1	195台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊
鹿特区魚 第55号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市丸木崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 13" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 13" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 13' 08"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第56号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 泊峰ヶ崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41" E 130° 13' 21" 点エ N 31° 16' 36" E 130° 13' 21"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	22台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊
鹿特区魚 第57号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南九州市 知覧町南 別府聖ヶ 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 08" E 130° 24' 16" 点イ N 31° 15' 07" E 130° 24' 14" 点ウ N 31° 15' 04" E 130° 24' 16" 点エ N 31° 15' 04" E 130° 24' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	2台	南九 州市 知覧 町
鹿特区魚 第58号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川成川崎 辺田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 50" E 130° 38' 09" 点イ N 31° 12' 45" E 130° 38' 12" 点ウ N 31° 12' 50" E 130° 38' 30" 点エ N 31° 12' 48" E 130° 38' 37" 点オ N 31° 12' 46" E 130° 38' 39" 点カ N 31° 12' 48" E 130° 38' 44" 点キ N 31° 12' 53" E 130° 38' 40" 点ク N 31° 12' 57" E 130° 38' 29"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	指宿 市の 旧山 川町 の地 区
鹿特区魚 第59号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日~ 12月31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 24" E 130° 39' 49" 点イ N 31° 17' 21" E 130° 40' 01" 点ウ N 31° 17' 09" E 130° 39' 57" 点エ N 31° 17' 12" E 130° 39' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	111台	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 地区 を除 く) の地 区
鹿特区魚 第60号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日~ 12月31日	鹿児島市 喜入生見 町米倉地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 56" E 130° 35' 14" 点イ N 31° 19' 49" E 130° 35' 05" 点ウ N 31° 19' 57" E 130° 34' 57" 点エ N 31° 20' 03" E 130° 35' 06"	別紙-1	72台	鹿児 島市 の旧 喜入 町の 地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第61号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 39' 17" E 130° 36' 42" 点イ N 31° 39' 10" E 130° 36' 51" 点ウ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点エ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26" 点オ N 31° 38' 29" E 130° 36' 14" 点カ N 31° 39' 02" E 130° 36' 27"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	210台	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町の区 域を除く)
鹿特区魚 第62号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市脇 元白浜地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 56" E 130° 36' 42" 点イ N 31° 40' 53" E 130° 36' 55" 点ウ N 31° 41' 04" E 130° 36' 59" 点エ N 31° 41' 07" E 130° 36' 46"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	66台	始良市 の旧始良 町, 旧加 治木町の 地区
鹿特区魚 第63号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市弁 天島沖小 島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 16" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 42' 19" E 130° 42' 38" 点ウ N 31° 42' 09" E 130° 42' 36" 点エ N 31° 42' 07" E 130° 43' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	180台	霧島市 の旧隼人 町及び旧 国分市の 地区
鹿特区魚 第64号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町小廻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 52" E 130° 48' 36" 点イ N 31° 40' 49" E 130° 48' 26" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 48' 28" 点エ N 31° 40' 41" E 130° 48' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	霧島市 福山町
鹿特区魚 第65号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町福山 浦町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 22" E 130° 48' 52" 点イ N 31° 40' 19" E 130° 48' 41" 点ウ N 31° 40' 14" E 130° 48' 42" 点エ N 31° 40' 18" E 130° 48' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	霧島市 福山町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第66号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 41" E 130° 47' 48" 点イ N 31° 37' 49" E 130° 47' 20" 点ウ N 31° 37' 18" E 130° 47' 04" 点エ N 31° 37' 09" E 130° 47' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	158台	垂水 市牛 根
鹿特区魚 第67号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境田村 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 46" E 130° 47' 20" 点イ N 31° 36' 57" E 130° 46' 53" 点ウ N 31° 36' 18" E 130° 46' 33" 点エ N 31° 36' 06" E 130° 47' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	178台	垂水 市牛 根
鹿特区魚 第68号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根上ノ村 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 03" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 34' 23" E 130° 45' 33" 点ウ N 31° 34' 15" E 130° 44' 55" 点エ N 31° 33' 53" E 130° 45' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	160台	垂水 市牛 根
鹿特区魚 第69号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根居世神 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 49" E 130° 44' 47" 点イ N 31° 34' 13" E 130° 44' 41" 点ウ N 31° 34' 10" E 130° 44' 03" 点エ N 31° 33' 45" E 130° 44' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	160台	垂水 市牛 根
鹿特区魚 第70号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 黒神町宇 土湾北地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才, 点力及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 35' 54" E 130° 42' 53" 点イ N 31° 35' 50" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 36' 05" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 36' 07" E 130° 43' 02" 点才 N 31° 35' 59" E 130° 42' 59" 点力 N 31° 35' 59" E 130° 42' 56"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	37台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル) の数の最 高限度	
鹿特区魚 第71号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 高免町園 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点イ N 31° 37' 03" E 130° 42' 13" 点ウ N 31° 37' 11" E 130° 42' 04" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第72号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から31日	鹿児島市 野尻町地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 26" E 130° 37' 06" 点イ N 31° 33' 21" E 130° 36' 51" 点ウ N 31° 33' 03" E 130° 37' 00" 点エ N 31° 33' 08" E 130° 37' 16"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	58台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第73号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 持木・東 桜島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 38" E 130° 37' 27" 点イ N 31° 32' 19" E 130° 37' 14" 点ウ N 31° 32' 05" E 130° 37' 41" 点エ N 31° 32' 24" E 130° 37' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	80台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第74号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 有村町大 正湾地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 49" E 130° 39' 58" 点イ N 31° 32' 36" E 130° 39' 50" 点ウ N 31° 32' 08" E 130° 40' 40" 点エ N 31° 32' 19" E 130° 40' 47" 点オ N 31° 32' 30" E 130° 40' 24" 点カ N 31° 32' 34" E 130° 40' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	169台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第75号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤生 原町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 28" E 130° 36' 35" 点イ N 31° 36' 33" E 130° 36' 23" 点ウ N 31° 36' 06" E 130° 36' 06" 点エ N 31° 36' 00" E 130° 36' 19"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	102台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	
鹿特区魚 第76号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤水 町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 17" E 130° 36' 28" 点イ N 31° 34' 14" E 130° 36' 19" 点ウ N 31° 34' 04" E 130° 36' 23" 点エ N 31° 34' 07" E 130° 36' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
鹿特区魚 第77号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 沖小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 51" E 130° 36' 50" 点イ N 31° 33' 09" E 130° 36' 38" 点ウ N 31° 33' 18" E 130° 36' 30" 点エ N 31° 33' 03" E 130° 36' 11" 点オ N 31° 32' 36" E 130° 36' 36" 点カ N 31° 32' 40" E 130° 36' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	157台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
鹿特区魚 第78号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から7月 31日	垂水市海 潟地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 21" E 130° 42' 21" 点イ N 31° 32' 29" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 32' 20" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 31' 54" E 130° 41' 46" 点オ N 31° 31' 58" E 130° 42' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	20台	垂水 市海 潟
鹿特区魚 第79号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市海 潟地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 31' 41" E 130° 41' 26" 点イ N 31° 32' 02" E 130° 41' 30" 点ウ N 31° 31' 58" E 130° 40' 56" 点エ N 31° 31' 36" E 130° 40' 48"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	93台 (但し, 4月1日 から7 月31日 の間は 73台)	垂水 市海 潟
鹿特区魚 第80号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市中 俣地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 31' 30" E 130° 41' 17" 点イ N 31° 31' 34" E 130° 40' 53" 点ウ N 31° 31' 29" E 130° 40' 44" 点エ N 31° 30' 45" E 130° 40' 39" 点オ N 31° 30' 42" E 130° 41' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	292台	垂水 市海 潟

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル) の最 高限 度	
鹿特区魚 第81号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市中 俣・元垂 水地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 42" E 130° 40' 39" 点イ N 31° 30' 40" E 130° 41' 07" 点ウ N 31° 30' 21" E 130° 41' 12" 点エ N 31° 30' 23" E 130° 40' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	91台	垂水 市海 潟
鹿特区魚 第82号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市柘 原並松地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 12" E 130° 42' 46" 点イ N 31° 27' 05" E 130° 42' 44" 点ウ N 31° 27' 07" E 130° 42' 38" 点エ N 31° 27' 13" E 130° 42' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	垂水 市海 潟
鹿特区魚 第83号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市新 城地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 17" E 130° 42' 52" 点イ N 31° 25' 44" E 130° 43' 10" 点ウ N 31° 25' 56" E 130° 43' 40" 点エ N 31° 26' 10" E 130° 43' 33" 点オ N 31° 26' 04" E 130° 43' 18" 点カ N 31° 26' 14" E 130° 43' 12" 点キ N 31° 26' 20" E 130° 43' 27" 点ク N 31° 26' 29" E 130° 43' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	100台	垂水 市海 潟
鹿特区魚 第84号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿屋市船 間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 55" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 23' 38" E 130° 44' 57" 点ウ N 31° 22' 14" E 130° 45' 34" 点エ N 31° 22' 30" E 130° 46' 27" 点オ N 31° 23' 00" E 130° 46' 14" 点カ N 31° 23' 01" E 130° 46' 17" 点キ N 31° 23' 27" E 130° 46' 05" 点ク N 31° 23' 26" E 130° 46' 02"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	422台	鹿屋 市
鹿特区魚 第85号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町皆倉 南部地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 15" E 130° 47' 14" 点イ N 31° 17' 15" E 130° 46' 59" 点ウ N 31° 16' 59" E 130° 46' 58" 点エ N 31° 16' 59" E 130° 47' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	41台	肝属 郡錦 江町 旧大根 占町 の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第86号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町城ヶ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 17" E 130° 46' 57" 点イ N 31° 15' 29" E 130° 46' 44" 点ウ N 31° 15' 24" E 130° 46' 39" 点エ N 31° 15' 13" E 130° 46' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	22台	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区
鹿特区魚 第87号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	3月1日 から6月 30日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 13' 02" E 130° 45' 24" 点イ N 31° 13' 04" E 130° 45' 20" 点ウ N 31° 13' 00" E 130° 45' 18" 点エ N 31° 12' 58" E 130° 45' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	13台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
鹿特区魚 第88号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇北部地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 59" E 130° 45' 08" 点イ N 31° 13' 02" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 56" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 53" E 130° 45' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	34台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度	
鹿特区魚第89号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占川南瀬脇地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 51" E 130° 44' 59" 点イ N 31° 12' 53" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 40" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 38" E 130° 44' 58"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	53台(但し, 3月1日から6月30日の間は40台)	肝属郡南大隅町根占川北, 根占川南, 根占山本, 根占辺田及び根占横別府
鹿特区魚第90号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占川南瀬脇南部地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 33" E 130° 44' 57" 点イ N 31° 12' 34" E 130° 44' 35" 点ウ N 31° 12' 05" E 130° 44' 33" 点エ N 31° 12' 03" E 130° 44' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	81台	肝属郡南大隅町根占川北, 根占川南, 根占山本, 根占辺田及び根占横別府
鹿特区魚第91号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占辺田小浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 44" E 130° 45' 10" 点イ N 31° 10' 48" E 130° 44' 48" 点ウ N 31° 10' 31" E 130° 44' 44" 点エ N 31° 10' 27" E 130° 45' 05"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	40台	肝属郡南大隅町根占川北, 根占川南, 根占山本, 根占辺田及び根占横別府

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	
鹿特区魚 第92号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠浮 津地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07' 08" E 130° 43' 29" 点イ N 31° 07' 27" E 130° 43' 22" 点ウ N 31° 07' 24" E 130° 43' 05" 点エ N 31° 07' 04" E 130° 43' 06"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	60台	肝属 郡南 大隅 町佐 多伊 座敷
鹿特区魚 第93号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 02' 14" E 130° 43' 03" 点ウ N 31° 02' 12" E 130° 43' 02" 点エ N 31° 02' 11" E 130° 42' 57" 点オ N 31° 02' 08" E 130° 42' 57" 点カ N 31° 02' 06" E 130° 43' 03" 点キ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	肝属 郡南 大隅 町佐 多馬 籠, 佐 多郡, 佐多 辺塚
鹿特区魚 第94号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町白木 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 46" E 131° 06' 22" 点イ N 31° 16' 38" E 131° 06' 17" 点ウ N 31° 16' 38" E 131° 06' 36" 点エ N 31° 16' 46" E 131° 06' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
鹿特区魚 第95号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町台場 下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 55" E 131° 04' 55" 点イ N 31° 17' 11" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 36" E 131° 05' 19" 点エ N 31° 17' 23" E 131° 04' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	400台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
鹿特区魚 第96号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町仮屋 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 36" E 131° 03' 55" 点イ N 31° 20' 43" E 131° 03' 59" 点ウ N 31° 20' 51" E 131° 03' 44" 点エ N 31° 20' 43" E 131° 03' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	肝属 郡肝 付町 の旧 高山 町の 地区

別紙—1 (天然種苗)

- (1) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、養殖の用に供する施設（生簀等）ごとにその規模及び位置（DGPSによる緯度経度）をあらかじめ県に届け出なければならない。
- (2) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者が養殖を行う施設（生簀等）を新設又は撤去、あるいは移動する場合には、その完了後速やかに県に届けなければならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙—2 (人工種苗：種苗～生産)

- (1) 養殖の用に供する種苗は、くろまぐろの人工種苗のみとする。
- (2) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、当該養殖に係る種苗が人工種苗である旨の証明を県に提出しなければならない。
- (3) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、養殖の用に供する施設（生簀等）ごとにその規模及び位置（DGPSによる緯度経度）をあらかじめ県に届け出なければならない。
- (4) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者が養殖を行う施設（生簀等）を新設又は撤去、あるいは移動する場合には、その完了後速やかに県に届けなければならない。
- (5) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙—3 (人工種苗：親魚)

- (1) 養殖の用に供する種苗は、くろまぐろの人工種苗生産に係る親魚のみとする。
- (2) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、当該養殖に係る種苗が人工種苗生産に係る親魚である旨の証明を県に提出しなければならない。
- (3) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、養殖の用に供する施設（生簀等）ごとにその規模及び位置（DGPSによる緯度経度）をあらかじめ県に届け出なければならない。
- (4) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者が養殖を行う施設（生簀等）を新設又は撤去、あるいは移動する場合には、その完了後速やかに県に届けなければならない。
- (5) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島、湯の口池田崎地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 52" E 130° 15' 36" (出水郡長島町獅子島湯の口池田崎基点標識) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鈍崎基点標石) 点ア N 32° 16' 51" E 130° 15' 36" 点イ N 32° 17' 43" E 130° 16' 04"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦池尻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鈍崎基点標石) 基点2 N 32° 17' 58" E 130° 15' 28" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出港東防波堤基部基点標石) 点ア N 32° 17' 43" E 130° 16' 04" 点イ N 32° 17' 59" E 130° 15' 28"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦白浜地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 15' 17" (出水郡長島町獅子島御所浦白浜基点標石) 基点2 N 32° 18' 00" E 130° 15' 23" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出基点標石) 点ア N 32° 18' 03" E 130° 15' 16" 点イ N 32° 18' 01" E 130° 15' 24"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦京泊タグイ崎平河内地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 05" E 130° 15' 13" (出水郡長島町獅子島御所浦京泊中鼻基点標石) 基点2 N 32° 18' 08" E 130° 14' 52" (出水郡長島町獅子島御所浦平河内防波堤基点標識) 点ア N 32° 18' 06" E 130° 15' 14" 点イ N 32° 18' 08" E 130° 14' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦中の島地先	中の島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第6号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦野島内方地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 06" E 130° 14' 44" (出水郡長島町獅子島御所浦内方つぼ浦基点標石) 基点2 N 32° 17' 59" E 130° 14' 06" (出水郡長島町獅子島御所浦野島浦基点標石) 点ア N 32° 18' 07" E 130° 14' 43" 点イ N 32° 18' 00" E 130° 14' 05"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第7号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦野島地先	野島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第8号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦野島下別当地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 14' 00" (出水郡長島町獅子島御所浦野島アカミ下基点標石) 基点2 N 32° 17' 52" E 130° 13' 45" (出水郡長島町獅子島御所浦下別当サキナシロ鼻基点標石) 点ア N 32° 18' 02" E 130° 13' 59" 点イ N 32° 17' 53" E 130° 13' 45"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第9号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦下別当地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 52" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島御所浦サキナシロ浦基点標石) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 14' 01" (出水郡長島町獅子島御所浦須ノ脇鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 51" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 45" E 130° 13' 52" 点ウ N 32° 17' 46" E 130° 14' 00"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第10号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦モジロ鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 33" E 130° 13' 48" (出水郡長島町御所浦引地ヘデ鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 26" E 130° 13' 52" (出水郡長島町御所浦モジロ鼻南基点標石) 点ア N 32° 17' 34" E 130° 13' 48" 点イ N 32° 17' 25" E 130° 13' 51"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第11号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦前島地先	出水郡長島町獅子島御所浦前島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第12号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚須舞取大坪地先	<p>基点1と点アを結ぶ直線、点アと点イの間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び点イ、点ウ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚江島中鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 22" E 130° 13' 49" (出水郡長島町獅子島御所浦大坪新地浦干拓護岸基点標識) 点ア N 32° 17' 32" E 130° 13' 21" 点イ N 32° 17' 21" E 130° 13' 41" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 47"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第13号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦江島西アジロ地先	<p>基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町江島中鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 14"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第14号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦江島地先	出水郡長島町獅子島御所浦江島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第15号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島片側上地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 12" (出水郡長島町獅子島片側江島南鼻の基点標石) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 12' 55" (出水郡長島町獅子島片側獅子島中学校下の基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 11" 点イ N 32° 16' 44" E 130° 12' 53"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第16号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側平 瀬地先	出水郡長島町獅子島片側平瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第17号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側下 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 36" E 130° 12' 46" (出水郡長島町獅子島早崎浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 50" E 130° 12' 50" (出水郡長島町獅子島片側下山の基点標石) 点ア N 32° 16' 36" E 130° 12' 44" 点イ N 32° 15' 51" E 130° 12' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第18号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側長 瀬地先	出水郡長島町獅子島片側長瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第19号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島下ノ山 大首地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 48" E 130° 12' 51" (出水郡長島町獅子島下ノ山の基点標石) 基点2 N 32° 14' 51" E 130° 12' 53" (出水郡長島町獅子島高ノ口の基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 51" E 130° 12' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第20号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町赤瀬 地先	出水郡長島町赤瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第21号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町瓢箪 島(大島) 地先	出水郡長島町瓢箪島(大島)の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第22号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島幣串中網代地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 36" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島幣串中網代鼻基点標識) 基点2 N 32° 14' 57" E 130° 12' 54" (出水郡長島町獅子島高ノ口鼻基点標識) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 13' 17" 点イ N 32° 14' 57" E 130° 12' 55"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第23号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島前島地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 04" E 130° 13' 23" (出水郡長島町獅子島前島立神の鼻基点標識) 基点2 N 32° 15' 16" E 130° 13' 21" (出水郡長島町獅子島前島神社基点標識) 点ア N 32° 15' 04" E 130° 13' 22" 点イ N 32° 15' 16" E 130° 13' 20"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第24号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島前島西岸南地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 56" E 130° 13' 31" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻北基点標石) 基点2 N 32° 14' 54" E 130° 13' 33" (出水郡長島町前島小出島鼻南の基点標石) 点ア N 32° 15' 01" E 130° 13' 31" 点イ N 32° 14' 46" E 130° 13' 38"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第25号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島前島一先アジロ地先	<p>基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 00" E 130° 13' 47" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻北基点標石) 基点2 N 32° 14' 55" E 130° 13' 49" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻南の基点標石) 点ア N 32° 14' 58" E 130° 13' 52"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第26号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島幣串内曲地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合50メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島幣串内曲基点標識) 基点2 N 32° 15' 20" E 130° 14' 22" (出水郡長島町獅子島幣串瀬牟田基点標識) 点ア N 32° 15' 30" E 130° 13' 49" 点イ N 32° 15' 20" E 130° 14' 19"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第27号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島柏栗地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 23" E 130° 14' 31" (出水郡長島町獅子島幣串アクソ鼻基点標石) 基点2 N 32° 16' 00" E 130° 14' 30" (出水郡長島町獅子島柏栗基点標識) 点ア N 32° 15' 23" E 130° 14' 32" 点イ N 32° 15' 58" E 130° 14' 31"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第28号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島立石地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 59" E 130° 14' 37" (出水郡長島町獅子島柏栗港基点標識) 基点2 N 32° 16' 09" E 130° 14' 50" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 点ア N 32° 15' 58" E 130° 14' 38" 点イ N 32° 16' 09" E 130° 14' 51"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第29号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島立石港地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 15" E 130° 14' 51" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 15' 34" (出水郡長島町獅子島湯ノ口五社鼻基点標識) 点ア N 32° 16' 14" E 130° 14' 53" 点イ N 32° 16' 47" E 130° 15' 35"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第30号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町小伊唐島北地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 40" E 130° 13' 09" (出水郡長島町小伊唐島姉が下基点標石) 基点2 N 32° 13' 36" E 130° 13' 03" (出水郡長島町小伊唐島巢の花基点標石) 点ア N 32° 13' 40" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 13' 40" E 130° 13' 06" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 13' 03" 点エ N 32° 13' 37" E 130° 13' 01"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第31号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町小伊唐島中鼻地先	<p>基点1と点アを結ぶ直線、基点2と点イを結ぶ直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 34" E 130° 13' 01" (出水郡長島町小伊唐島中鼻東基点標識) 基点2 N 32° 13' 27" E 130° 12' 57" (出水郡長島町小伊唐島中鼻基点標識) 点ア N 32° 13' 34" E 130° 13' 00" 点イ N 32° 13' 27" E 130° 12' 55"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第32号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島五郎兵衛鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 16" E 130° 12' 27" (出水郡長島町伊唐島五郎兵衛鼻基点標石) 基点2 N 32° 13' 20" E 130° 12' 32" (出水郡長島町伊唐島五郎兵衛鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 15" E 130° 12' 28" 点イ N 32° 13' 19" E 130° 12' 33"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第33号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町鍋小島地先	出水郡長島町鍋小島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第34号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島目吹鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 35" E 130° 11' 38" (出水郡長島町伊唐島目吹基点標石) 基点2 N 32° 14' 11" E 130° 12' 02" (出水郡長島町伊唐島目吹ヨイガミ基点標石) 点ア N 32° 14' 35" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 12' 03"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第35号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町目吹島地先	出水郡長島町目吹島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第36号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島目吹鼻西地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 12" E 130° 11' 41" (出水郡長島町伊唐島竹崎北基点標識) 基点2 N 32° 14' 33" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島目吹鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 12" E 130° 11' 39" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 11' 35"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第37号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島竹崎南地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 56" E 130° 11' 44" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 基点2 N 32° 14' 07" E 130° 11' 42" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 点ア N 32° 13' 55" E 130° 11' 43" 点イ N 32° 14' 08" E 130° 11' 40"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第38号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島の崎地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 37" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島赤間基点標石) 基点2 N 32° 13' 12" E 130° 11' 18" (出水郡長島町伊唐島の崎基点標石) 点ア N 32° 13' 38" E 130° 11' 36" 点イ N 32° 13' 12" E 130° 11' 17"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第39号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦待島地先	出水郡長島町諸浦待島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第40号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦長瀬地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 17" E 130° 11' 05" (出水郡長島町諸浦長瀬中之下基点標石) 基点2 N 32° 15' 12" E 130° 11' 03" (出水郡長島町諸浦長瀬クジラ鼻基点標石) 点ア N 32° 15' 17" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 12" E 130° 11' 05"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第41号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦葛輪堂崎鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、点アと点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線、点エと点オ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び基点2から点オを見通す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 29" E 130° 11' 15" (出水郡長島町諸浦葛輪漁港東防波堤基部基点標石) 基点2 N 32° 15' 31" E 130° 10' 51" (出水郡長島町諸浦葛輪堂崎基点標石) 点ア N 32° 15' 27" E 130° 11' 17" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 11' 23" 点ウ N 32° 15' 39" E 130° 11' 26" 点エ N 32° 15' 42" E 130° 11' 24" 点オ N 32° 15' 53" E 130° 11' 16"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第42号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町葛輪ホウ瀬地先	出水郡長島町葛輪ホウ瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第43号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町黒島地先	出水郡長島町黒島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第44号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町葛輪蜂の巣地先	基点1と点アを結ぶ直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点3から点イを見通す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 53" E 130° 11' 17" (出水郡長島町葛輪蜂の巣浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 31" E 130° 10' 51" (出水郡長島町葛輪田島基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 31" E 130° 10' 50"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第45号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦田島地先	基点から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合50メートルの線、点イ、点ウ、点エを結ぶ直線、点エ、点オ間の最大高潮時海岸線から沖合60メートルの線、基点2から点オを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 10' 51" (出水郡長島町諸浦葛輪田島基点標石) 基点2 N 32° 15' 18" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦葛輪田島入江西基点標石) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 27" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 15' 22" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 10' 37" 点オ N 32° 15' 19" E 130° 10' 32"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第46号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町葛輪地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 18" E 130° 10' 30" (出水郡長島町葛輪田島入江西基点標石) 基点2 N 32° 14' 50" E 130° 10' 04" (出水郡長島町葛輪大城基点標石) 点ア N 32° 15' 19" E 130° 10' 32" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 08" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 10' 06" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 03"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第47号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	<p>基点1, 点アを結ぶ直線, 点ア, 点イを結ぶ直線, 点イ, 点ウ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線, 基点2から点ウを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 29" E 130° 09' 59" (出水郡長島町諸浦白瀬水産加工場角基点標識) 基点2 N 32° 14' 47" E 130° 10' 00" (出水郡長島町諸浦大城基点標石) 点ア N 32° 14' 29" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 09' 57" 点ウ N 32° 14' 47" E 130° 09' 59"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第48号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬西地 先	<p>基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線と最大高潮海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域及び基点3, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点3を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 27" E 130° 09' 50" (出水郡長島町諸浦白瀬神社下基点標石) 基点2 N 32° 13' 47" E 130° 09' 51" (出水郡長島町諸浦樫の浦基点標識) 基点3 N 32° 14' 45" E 130° 09' 32" (出水郡長島町壁岩基点標石) 点ア N 32° 14' 30" E 130° 09' 48" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 51" 点ウ N 32° 14' 45" E 130° 09' 34" 点エ N 32° 14' 41" E 130° 09' 35" 点オ N 32° 14' 42" E 130° 09' 33"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第49号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 長浦坊子 鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 44" E 130° 09' 56" (出水郡長島町諸浦長浦坊子鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 09' 57" (出水郡長島町諸浦長浦基点標柱) 点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 56" 点イ N 32° 13' 42" E 130° 09' 58"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第50号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 樫之浦地 先	<p>基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 32° 13' 47" E 130° 09' 59" (出水郡長島町樫之浦(舟かくし浦西)基点標石) 点ア N 32° 13' 47" E 130° 10' 06"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第51号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦乳之瀬戸西地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 43" E 130° 10' 07" (出水郡長島町諸浦樫之浦東基点標識) 基点2 N 32° 13' 34" E 130° 10' 13" (出水郡長島町諸浦乳之瀬戸西基点標識) 点ア N 32° 13' 43" E 130° 10' 06" 点イ N 32° 13' 34" E 130° 10' 12"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第52号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東コドマイ地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 36" E 130° 10' 13" (出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東基点標識) 基点2 N 32° 14' 02" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦島小倉鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 37" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 14' 03" E 130° 10' 32"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第53号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦島コドマイ中地先	<p>基点1、点ア、基点2を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 02" E 130° 10' 30" (出水郡長島町諸浦島小倉鼻基点標石) 基点2 N 32° 14' 06" E 130° 10' 31" (出水郡長島町中倉鼻基点標石) 点ア N 32° 14' 04" E 130° 10' 30"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第54号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦島本浦保育園下地先	<p>点アと点イ、点ウ、基点1を順次に結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 18" E 130° 10' 35" (出水郡長島町諸浦島曲り鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 06" E 130° 10' 29" 点イ N 32° 14' 14" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 14' 18" E 130° 10' 36"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第55号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町野島地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 38" E 130° 11' 16" (出水郡長島町野島北漁場東基点標石) 基点2 N 32° 14' 24" E 130° 10' 56" (出水郡長島町野島北漁場西基点標石) 点ア N 32° 14' 37" E 130° 11' 16" 点イ N 32° 14' 23" E 130° 10' 57"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第56号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町裸島地先	出水郡長島町裸島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第57号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦末島地先	出水郡長島町末島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第58号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦竹島地先	<p>基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 35" E 130° 10' 53" (出水郡長島町諸浦竹島防波堤基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 10' 57" (出水郡長島町諸浦末島基点標識) 点ア N 32° 13' 34" E 130° 10' 54" 点イ N 32° 13' 41" E 130° 11' 00" 点ウ N 32° 13' 43" E 130° 10' 58"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第59号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦薄井雨島鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 31" E 130° 10' 04" (出水郡長島町諸浦薄井雨島鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 27" E 130° 09' 57" (出水郡長島町諸浦薄井乳ノ瀬戸口基点標識) 点ア N 32° 13' 32" E 130° 10' 05" 点イ N 32° 13' 28" E 130° 09' 56"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第60号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦薄井ドック鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 41" E 130° 10' 21" (出水郡長島町諸浦薄井種苗センター鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 39" E 130° 10' 20" (出水郡長島町諸浦薄井ドック鼻基点標識) 点ア N 32° 13' 41" E 130° 10' 20" 点イ N 32° 13' 40" E 130° 10' 19"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第61号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦伊唐大橋下地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 59" E 130° 11' 02" (出水郡長島町諸浦オノツキダシ基点標識) 基点2 N 32° 13' 13" E 130° 10' 43" (出水郡長島町諸浦薄井へタメ基点標石) 点ア N 32° 12' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 32° 13' 14" E 130° 10' 44"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第62号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町鷹巣宮之浦白拍子地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 26" E 130° 11' 14" (出水郡長島町鷹巣宮之浦白拍子鼻基点標識) 基点2 N 32° 12' 58" E 130° 11' 02" (出水郡長島町鷹巣宮之浦オノツキダシ基点標識) 点ア N 32° 12' 27" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 12' 58" E 130° 11' 04"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第63号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町三船長瀬地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 39" E 130° 09' 16" (出水郡長島町三船長瀬鼻基点標石) 基点2 N 32° 13' 35" E 130° 09' 20" (出水郡長島町三船長瀬中鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 39" E 130° 09' 19" 点イ N 32° 13' 36" E 130° 09' 20"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第64号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町三船長瀬地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 38" E 130° 09' 11" (出水郡長島町三船長瀬鼻基点標石) 基点2 N 32° 13' 31" E 130° 09' 15" (出水郡長島町三船長瀬クロハバイ基点標石) 点ア N 32° 13' 36" E 130° 09' 10" 点イ N 32° 13' 31" E 130° 09' 14"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第65号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町三船長瀬ケガキガタ地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 21" E 130° 09' 18" (出水郡長島町三船長瀬ケガキガタ基点標石) 基点2 N 32° 13' 13" E 130° 09' 12" (出水郡長島町三船長瀬基点標石) 点ア N 32° 13' 36" E 130° 09' 11" 点イ N 32° 13' 31" E 130° 09' 14"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第66号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町浦底三船地先	<p>基点1と基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点の位置 基点1 N 32° 12' 57" E 130° 09' 15" (出水郡長島町浦底三船和仁浦基点標石) 基点2 N 32° 12' 54" E 130° 09' 08" (出水郡長島町浦底三船和仁浦基点標石)</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第67号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町福ノ浦辰の鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 01" E 130° 08' 44" (出水郡長島町辰の鼻基点標石) 基点2 N 32° 12' 54" E 130° 08' 52" (出水郡長島町ソヤコダ鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 00" E 130° 08' 43" 点イ N 32° 12' 53" E 130° 08' 51"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第68号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町脇崎小島地先	出水郡長島町脇崎小島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第69号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町脇崎赤崎地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 10' 35" E 130° 11' 05" (出水郡長島町赤崎基点標石) 基点2 N 32° 10' 00" E 130° 11' 14" (出水郡長島町塩追基点標石) 点ア N 32° 10' 35" E 130° 11' 04" 点イ N 32° 10' 00" E 130° 11' 15"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第70号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町脇崎先ノ山鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 09' 58" E 130° 11' 38" (出水郡長島町京泊基点標石) 基点2 N 32° 09' 46" E 130° 12' 19" (出水郡長島町鯖ノ口鼻南基点標石) 点ア N 32° 09' 58" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 09' 47" E 130° 12' 20"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第71号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町茅屋小島元地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 57" E 130° 07' 56" (出水郡長島町茅屋小島元の耕地石垣の西端基点標石) 基点2 N 32° 12' 36" E 130° 08' 35" (出水郡長島町口之福浦長次郎の耕地石垣の東端基点標石) 点ア N 32° 12' 58" E 130° 07' 56" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 08' 35"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第72号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町浜漣右岸地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 07" E 130° 06' 47" (出水郡長島町浜漣基点標石) 基点2 N 32° 12' 10" E 130° 06' 52" (出水郡長島町浜漣基点標石) 点ア N 32° 12' 06" E 130° 06' 48" 点イ N 32° 12' 09" E 130° 06' 53"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第73号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町浜漣左岸地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 59" E 130° 06' 36" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 基点2 N 32° 11' 56" E 130° 06' 47" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 36" 点イ N 32° 11' 57" E 130° 06' 47"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第74号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町温之浦右岸地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 47" E 130° 06' 32" (出水郡長島町温之浦基点標石) 基点2 N 32° 11' 42" E 130° 06' 50" (出水郡長島町温之浦基点標石) 点ア N 32° 11' 47" E 130° 06' 32" 点イ N 32° 11' 41" E 130° 06' 49"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第75号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水市地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点4を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、広瀬川、高尾野川及び名護漁港の区域を除く</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 07' 31" E 130° 20' 14" (米之津川右岸旧河口防波堤突端基点標識) 基点2 N 32° 07' 10" E 130° 16' 23" (出水市蔵島水音鼻基点標識) 点ア N 32° 07' 44" E 130° 19' 57" 点イ N 32° 06' 48" E 130° 18' 05" 点ウ N 32° 06' 54" E 130° 17' 09"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水市

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第76号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	薩摩川内市上甕町浦内地先	<p>基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甕町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	薩摩川内市上甕町
鹿特区の第77号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	薩摩川内市上甕町江石地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 49' 19" E 129° 52' 18" (薩摩川内市上甕町江石浜えびす神社下護岸基点標識) 基点2 N 31° 49' 16" E 129° 52' 23" (薩摩川内市上甕町江石浜東護岸基点標識) 点ア N 31° 49' 16" E 129° 52' 16" 点イ N 31° 49' 13" E 129° 52' 21"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	薩摩川内市上甕町
鹿特区の第78号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	薩摩川内市港町唐山唐浜漁港東地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 52' 09" E 130° 12' 16" 点イ N 31° 52' 12" E 130° 12' 14" 点ウ N 31° 52' 14" E 130° 12' 17" 点エ N 31° 52' 11" E 130° 12' 19"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	薩摩川内市の旧川内市の地区
鹿特区の第79号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	薩摩川内市川内川河口地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 50' 12" E 130° 12' 45" 点イ N 31° 50' 10" E 130° 12' 49" 点ウ N 31° 50' 09" E 130° 12' 49" 点エ N 31° 50' 10" E 130° 12' 45"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	薩摩川内市の旧川内市の地区
鹿特区の第80号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日	指宿市今和泉地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 35" E 130° 35' 57" (指宿市今和泉漁港北側基点標識) 基点2 N 31° 17' 44" E 130° 35' 40" (指宿市指宿商業高校下基点標石) 点ア N 31° 17' 36" E 130° 35' 58" 点イ N 31° 17' 38" E 130° 35' 53" 点ウ N 31° 17' 45" E 130° 35' 42"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	指宿市の旧指宿市岩本の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第81号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入生見町田貫地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 18' 27" E 130° 34' 45" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸南東基点標識) 基点2 N 31° 18' 30" E 130° 34' 38" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸北西基点標識) 点ア N 31° 18' 29" E 130° 34' 47" 点イ N 31° 18' 33" E 130° 34' 40"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第82号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入生見町米倉地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 04" E 130° 34' 04" (鹿児島市喜入生見町海水浴場北端谷元商店下基点標識) 基点2 N 31° 19' 26" E 130° 33' 51" (鹿児島市喜入生見町久津輪防災監視塔下基点標識) 点ア N 31° 19' 06" E 130° 34' 08" 点イ N 31° 19' 27" E 130° 33' 55"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第83号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入前之浜町鈴地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 52" E 130° 33' 42" (鹿児島市喜入前之浜町鈴川基点標識) 基点2 N 31° 20' 05" E 130° 33' 38" (鹿児島市喜入前之浜町鈴納骨堂下北側国道護岸基点標識) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 33' 45" 点イ N 31° 20' 05" E 130° 33' 41"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第84号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入前之浜町川下地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 52" E 130° 33' 42" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 基点2 N 31° 20' 05" E 130° 33' 38" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 点ア N 31° 20' 49" E 130° 33' 30" 点イ N 31° 21' 09" E 130° 33' 21"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第85号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入中名町地先	<p>基点1、点ア及び基点2を結ぶ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 47" E 130° 32' 10" (鹿児島市喜入中名町上北村埋立地北防波堤基点標識) 基点2 N 31° 24' 03" E 130° 31' 54" (鹿児島市喜入中名町脇田樋高川口基点標識) 点ア N 31° 24' 06" E 130° 31' 58"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さには設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第86号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入瀬々串町地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合100メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 25' 36" E 130° 31' 22" (鹿児島市喜入瀬々串町塩屋喜入港南堤防基部基点標識) 基点2 N 31° 25' 06" E 130° 31' 25" (鹿児島市喜入瀬々串町浜田基点標識) 点ア N 31° 25' 39" E 130° 31' 25" 点イ N 31° 25' 06" E 130° 31' 29"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第87号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日	始良市思川尻地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 42' 07" E 130° 37' 09" 点イ N 31° 42' 06" E 130° 37' 11" 点ウ N 31° 42' 10" E 130° 37' 14" 点エ N 31° 42' 11" E 130° 37' 12"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧始良町の区域
鹿特区の第88号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日	始良市別府川尻地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 42' 44" E 130° 38' 16" 点イ N 31° 42' 40" E 130° 38' 20" 点ウ N 31° 42' 52" E 130° 38' 34" 点エ N 31° 42' 56" E 130° 38' 30"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧加治木町の区域
鹿特区の第89号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町小浜地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 43' 58" E 130° 41' 34" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 41' 32" 点ウ N 31° 43' 56" E 130° 41' 22" 点エ N 31° 44' 02" E 130° 41' 25"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第90号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町清水川地先	<p>基点1、点ア、基点2、点イ、点ウを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 29" E 130° 43' 01" (霧島市隼人町島津新田護岸上の基点標識) 基点2 N 31° 43' 38" E 130° 42' 44" (霧島市隼人町野久美田基点標石) 点ア N 31° 43' 27" E 130° 42' 57" 点イ N 31° 43' 40" E 130° 42' 53" 点ウ N 31° 43' 33" E 130° 42' 59"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第91号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市国分広瀬水戸川右岸地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 42' 23" E 130° 45' 56" 点イ N 31° 42' 15" E 130° 45' 56" 点ウ N 31° 42' 16" E 130° 45' 43" 点エ N 31° 42' 23" E 130° 45' 45"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第92号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市国分湊水戸川左岸地先	<p>基点1, 点ア, 基点2, 点イ, 点ウを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 22" E 130° 46' 07" (霧島市国分湊水戸川河口の東護岸の基点標識) 基点2 N 31° 42' 16" E 130° 46' 34" (霧島市国分下井松山護岸の基点標識) 点ア N 31° 42' 11" E 130° 46' 07" 点イ N 31° 42' 04" E 130° 46' 32"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第93号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市国分漁港西地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 42' 12" E 130° 47' 25" 点イ N 31° 42' 06" E 130° 47' 24" 点ウ N 130° 47' 24" E 130° 47' 18" 点エ N 31° 42' 13" E 130° 47' 19"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第94号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市国分漁港東地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 42' 11" E 130° 47' 33" 点イ N 31° 42' 07" E 130° 47' 32" 点ウ N 31° 42' 04" E 130° 47' 39" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 47' 39"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第95号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日	鹿屋市浜田町高須地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 38" E 130° 47' 52" (鹿屋市高須町基点標石) 基点2 N 31° 20' 12" E 130° 48' 12" (鹿屋市浜田町基点標石) 点ア N 31° 20' 35" E 130° 47' 49" 点イ N 31° 20' 10" E 130° 48' 07"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市の区域

ウ わかめ養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第1号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町幣串鵜瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 45″ E 130° 12′ 36″ 点イ N 32° 15′ 45″ E 130° 12′ 30″ 点ウ N 32° 15′ 39″ E 130° 12′ 30″ 点エ N 32° 15′ 39″ E 130° 12′ 36″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第2号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町待島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16′ 38″ E 130° 11′ 21″ 点イ N 32° 16′ 39″ E 130° 11′ 17″ 点ウ N 32° 16′ 45″ E 130° 11′ 21″ 点エ N 32° 16′ 43″ E 130° 11′ 25″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第3号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町諸浦小城黒崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 24″ E 130° 10′ 16″ 点イ N 32° 15′ 26″ E 130° 10′ 13″ 点ウ N 32° 15′ 32″ E 130° 10′ 20″ 点エ N 32° 15′ 30″ E 130° 10′ 22″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第4号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町諸浦葛輪北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16′ 02″ E 130° 11′ 24″ 点イ N 32° 16′ 02″ E 130° 11′ 26″ 点ウ N 32° 15′ 55″ E 130° 11′ 27″ 点エ N 32° 15′ 56″ E 130° 11′ 25″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第5号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町本浦野島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 29″ E 130° 11′ 06″ 点イ N 32° 14′ 27″ E 130° 11′ 07″ 点ウ N 32° 14′ 26″ E 130° 11′ 04″ 点エ N 32° 14′ 27″ E 130° 11′ 03″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第6号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町白瀬白浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 23" E 130° 09' 25" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 09' 17" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 09' 19" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 09' 27"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第7号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町脇崎小島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 32" E 130° 11' 55" 点イ N 32° 10' 32" E 130° 11' 52" 点ウ N 32° 10' 28" E 130° 11' 51" 点エ N 32° 10' 28" E 130° 11' 54"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第8号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町棧敷瀬東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 07' 44" 点イ N 32° 12' 59" E 130° 07' 46" 点ウ N 32° 13' 01" E 130° 07' 44" 点エ N 32° 13' 00" E 130° 07' 42"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町の地区
鹿特区わ第9号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水市蕨島東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 26" E 130° 16' 29" 点イ N 32° 07' 25" E 130° 16' 36" 点ウ N 32° 07' 18" E 130° 16' 35" 点エ N 32° 07' 20" E 130° 16' 27"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水市
鹿特区わ第10号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	阿久根市脇本愛宕地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 04' 37" E 130° 11' 28" 点イ N 32° 04' 34" E 130° 11' 26" 点ウ N 32° 04' 23" E 130° 11' 39" 点エ N 32° 04' 26" E 130° 11' 41"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	阿久根市脇本

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第11号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	阿久根市波留大島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 01' 40" E 130° 10' 06" 点イ N 32° 01' 53" E 130° 10' 04" 点ウ N 32° 01' 53" E 130° 10' 15" 点エ N 32° 01' 40" E 130° 10' 17"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	阿久根市(脇本, 西目を除く)
鹿特区わ第12号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	日置市江口漁港西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 21" E 130° 18' 53" 点イ N 31° 39' 21" E 130° 18' 51" 点ウ N 31° 39' 15" E 130° 18' 55" 点エ N 31° 39' 16" E 130° 18' 57"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	日置市の旧東市来町・旧日吉町の区域
鹿特区わ第13号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	日置市江口漁港南地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 09" E 130° 18' 52" 点イ N 31° 39' 07" E 130° 18' 52" 点ウ N 31° 39' 06" E 130° 18' 56" 点エ N 31° 39' 08" E 130° 18' 57"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	日置市の旧東市来町・旧日吉町の区域
鹿特区わ第14号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	指宿市湯山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 23" E 130° 39' 34" 点イ N 31° 15' 20" E 130° 39' 41" 点ウ N 31° 15' 05" E 130° 39' 36" 点エ N 31° 15' 07" E 130° 39' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	指宿市の旧指宿市(今和泉を除く)の地区
鹿特区わ第15号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市喜入新港地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 22' 27" E 130° 33' 08" 点イ N 31° 22' 39" E 130° 33' 15" 点ウ N 31° 22' 37" E 130° 33' 18" 点エ N 31° 22' 26" E 130° 33' 11"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第16号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市平川地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 05" E 130° 31' 17" 点イ N 31° 26' 10" E 130° 31' 35" 点ウ N 31° 26' 31" E 130° 31' 24" 点エ N 31° 26' 26" E 130° 31' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の区域
鹿特区わ第17号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市吉野町地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線及び最大高潮時海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市(旧東桜島村, 旧谷山市, 旧桜島町及び旧喜入町を除く)
鹿特区わ第18号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	始良市脇元地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 34" E 130° 36' 57" 点イ N 31° 41' 35" E 130° 37' 01" 点ウ N 31° 41' 44" E 130° 36' 58" 点エ N 31° 41' 43" E 130° 36' 53"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧始良町の区域
鹿特区わ第19号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	始良市松原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 34" E 130° 38' 03" 点イ N 31° 42' 31" E 130° 38' 03" 点ウ N 31° 42' 31" E 130° 38' 07" 点エ N 31° 42' 34" E 130° 38' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧始良町の区域
鹿特区わ第20号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	始良市加治木町新興干拓地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 23" E 130° 39' 15" 点イ N 31° 43' 18" E 130° 39' 19" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 39' 13" 点エ N 31° 43' 20" E 130° 39' 09"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧加治木町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第21号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町小浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 44" E 130° 41' 40" 点イ N 31° 43' 42" E 130° 41' 38" 点ウ N 31° 43' 39" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 43' 42" E 130° 41' 45"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区わ第22号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町浜之市地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 22" E 130° 43' 06" 点イ N 31° 43' 21" E 130° 43' 02" 点ウ N 31° 43' 16" E 130° 43' 05" 点エ N 31° 43' 18" E 130° 43' 08"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区わ第23号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市国分弁天島東	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 13" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 13" E 130° 43' 11" 点ウ N 31° 42' 08" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 43' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区わ第24号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市国分敷根若尊鼻西	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 38" E 130° 47' 55" 点イ N 31° 41' 39" E 130° 47' 51" 点ウ N 31° 41' 34" E 130° 47' 50" 点エ N 31° 41' 33" E 130° 47' 55"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区わ第25号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市黒神町宇土地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 35' 39" E 130° 42' 57" 点イ N 31° 35' 37" E 130° 42' 56" 点ウ N 31° 35' 35" E 130° 43' 00" 点エ N 31° 35' 37" E 130° 43' 01"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧東桜島村の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第26号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市東桜島伊敷ヶ窪	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 01" E 130° 38' 05" 点イ N 31° 33' 00" E 130° 38' 01" 点ウ N 31° 32' 55" E 130° 38' 04" 点エ N 31° 32' 57" E 130° 38' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧東桜島村の地区
鹿特区わ第27号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市海潟桜島口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 52" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 47" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 47"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)
鹿特区わ第28号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市中俣地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 50" E 130° 41' 38" 点イ N 31° 30' 51" E 130° 41' 31" 点ウ N 31° 30' 41" E 130° 41' 29" 点エ N 31° 30' 40" E 130° 41' 36"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)
鹿特区わ第29号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市柘原錦町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 53" E 130° 41' 43" 点ウ N 31° 27' 45" E 130° 41' 44" 点エ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)
鹿特区わ第30号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市柘原並松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 18" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 27' 15" E 130° 42' 59" 点ウ N 31° 27' 12" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 27' 15" E 130° 43' 08"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第31号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市新 城宇住庵 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 11" E 130° 44' 16" 点イ N 31° 26' 09" E 130° 44' 13" 点ウ N 31° 25' 59" E 130° 44' 26" 点エ N 31° 26' 01" E 130° 44' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
鹿特区わ第32号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿屋市船 間町小園 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 15" E 130° 46' 20" 点イ N 31° 23' 15" E 130° 46' 12" 点ウ N 31° 23' 03" E 130° 46' 18" 点エ N 31° 23' 05" E 130° 46' 26"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の 旧鹿屋市 の区域
鹿特区わ第33号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿屋市高 須町金浜 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 21' 43" E 130° 47' 14" 点イ N 31° 21' 41" E 130° 47' 07" 点ウ N 31° 21' 30" E 130° 47' 12" 点エ N 31° 21' 33" E 130° 47' 18"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の 旧鹿屋市 の区域
鹿特区わ第34号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿屋市高 須海岸地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 41" E 130° 47' 36" 点イ N 31° 20' 35" E 130° 47' 31" 点ウ N 31° 20' 15" E 130° 47' 37" 点エ N 31° 20' 20" E 130° 47' 43"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の 旧鹿屋市 の区域
鹿特区わ第35号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	志布志市 志布志硯 ヶ浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28' 24" E 131° 06' 46" 点イ N 31° 28' 21" E 131° 06' 48" 点ウ N 31° 28' 23" E 131° 06' 53" 点エ N 31° 28' 26" E 131° 06' 52"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	志布志市の 旧志布志 町の区域

エ ひじき養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第1号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦下別当南地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 41" E 130° 14' 01" 点イ N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55" 点エ N 32° 17' 44" E 130° 13' 57"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第2号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島柏栗地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 50" E 130° 14' 23" 点イ N 32° 15' 49" E 130° 14' 28" 点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 24" 点エ N 32° 15' 46" E 130° 14' 19"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第3号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島幣串中綱代地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 15" E 130° 13' 00" 点イ N 32° 15' 13" E 130° 13' 02" 点ウ N 32° 15' 19" E 130° 13' 09" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 13' 08"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第4号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島湯ノ口地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 15' 32" 点イ N 32° 16' 36" E 130° 15' 39" 点ウ N 32° 16' 33" E 130° 15' 36" 点エ N 32° 16' 36" E 130° 15' 31"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第5号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦白瀬白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 12" E 130° 09' 27" 点イ N 32° 14' 09" E 130° 09' 19" 点ウ N 32° 14' 00" E 130° 09' 26" 点エ N 32° 14' 03" E 130° 09' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第6号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町火ノ浦小島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 09" E 130° 10' 40" 点イ N 32° 07' 09" E 130° 10' 41" 点ウ N 32° 07' 07" E 130° 10' 41" 点エ N 32° 07' 06" E 130° 10' 40"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第7号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町尻今度ヶ浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 58" E 130° 10' 06" 点イ N 32° 05' 58" E 130° 10' 07" 点ウ N 32° 05' 52" E 130° 10' 03" 点エ N 32° 05' 52" E 130° 10' 02"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第8号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町田尻洲ノ尻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 26" E 130° 09' 53" 点イ N 32° 05' 25" E 130° 09' 55" 点ウ N 32° 05' 21" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 05' 23" E 130° 09' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第9号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町田尻前浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 21" E 130° 09' 33" 点イ N 32° 05' 15" E 130° 09' 32" 点ウ N 32° 05' 15" E 130° 09' 29" 点エ N 32° 05' 22" E 130° 09' 30"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第10号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	指宿市山川福元地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 11' 17" E 130° 38' 15" 点イ N 31° 11' 15" E 130° 38' 17" 点ウ N 31° 11' 10" E 130° 38' 13" 点エ N 31° 11' 11" E 130° 38' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧山川町の区域
鹿特区ひじ第11号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	指宿市山川金比羅鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 11' 39" E 130° 38' 25" 点イ N 31° 11' 39" E 130° 38' 28" 点ウ N 31° 11' 33" E 130° 38' 26" 点エ N 31° 11' 33" E 130° 38' 23"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧山川町の区域
鹿特区ひじ第12号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	指宿市山川番所鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 35" E 130° 38' 18" 点イ N 31° 12' 36" E 130° 38' 19" 点ウ N 31° 12' 32" E 130° 38' 25" 点エ N 31° 12' 31" E 130° 38' 23"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧山川町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第13号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	指宿市大渡崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 13' 00" E 130° 39' 03" 点イ N 31° 12' 57" E 130° 39' 04" 点ウ N 31° 12' 54" E 130° 38' 51" 点エ N 31° 12' 57" E 130° 38' 50"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧指宿市の区域(ただし岩本地区を除く)
鹿特区ひじ第14号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	指宿市観音崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 09" E 130° 35' 27" 点イ N 31° 18' 12" E 130° 35' 34" 点ウ N 31° 17' 58" E 130° 35' 41" 点エ N 31° 17' 55" E 130° 35' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧指宿市の区域(ただし指宿地区を除く)
鹿特区ひじ第15号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市生見町森満地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 37" E 130° 34' 29" 点イ N 31° 18' 40" E 130° 34' 32" 点ウ N 31° 18' 43" E 130° 34' 28" 点エ N 31° 18' 40" E 130° 34' 25"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の区域
鹿特区ひじ第16号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市平川町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 27" E 130° 31' 10" 点イ N 31° 26' 29" E 130° 31' 16" 点ウ N 31° 26' 45" E 130° 31' 16" 点エ N 31° 26' 43" E 130° 31' 10"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の区域
鹿特区ひじ第17号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市南栄2号用地地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 27" E 130° 32' 01" 点イ N 31° 30' 26" E 130° 32' 04" 点ウ N 31° 30' 54" E 130° 32' 14" 点エ N 31° 30' 55" E 130° 32' 10"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第18号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市吉野地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 54" E 130° 34' 40" 点イ N 31° 37' 58" E 130° 36' 12"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧谷山市、旧東桜島村、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)
鹿特区ひじ第19号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市竜ヶ水地先	<p>基点1、点ア、点イ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 38' 30" E 130° 36' 11" 基点2 N 31° 39' 19" E 130° 36' 40" 点ア N 31° 38' 29" E 130° 36' 14" 点イ N 31° 39' 01" E 130° 36' 27" 点ウ N 31° 39' 17" E 130° 36' 42"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧谷山市、旧東桜島村、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)
鹿特区ひじ第20号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市隼人町小浜地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 43' 47" E 130° 41' 35" 点イ N 31° 43' 44" E 130° 41' 33" 点ウ N 31° 43' 42" E 130° 41' 38" 点エ N 31° 43' 44" E 130° 41' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧隼人町の区域
鹿特区ひじ第21号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市隼人町浜之市地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 43' 18" E 130° 43' 08" 点イ N 31° 43' 16" E 130° 43' 05" 点ウ N 31° 43' 12" E 130° 43' 08" 点エ N 31° 43' 14" E 130° 43' 11"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧隼人町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第22号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市隼人町弁天島東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 18" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 17" E 130° 43' 11" 点ウ N 31° 42' 13" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 13" E 130° 43' 07"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧国分市の区域
鹿特区ひじ第23号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市国分敷根若尊鼻西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 33" E 130° 47' 55" 点イ N 31° 41' 34" E 130° 47' 50" 点ウ N 31° 41' 30" E 130° 47' 48" 点エ N 31° 41' 29" E 130° 47' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧国分市の区域
鹿特区ひじ第24号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市牛根境地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 37' 38" E 130° 47' 58" 基点2 N 31° 37' 06" E 130° 47' 45" 点ア N 31° 37' 40" E 130° 47' 48" 点イ N 31° 37' 09" E 130° 47' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市牛根
鹿特区ひじ第25号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市黒神町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 35' 19" E 130° 43' 05" 点イ N 31° 35' 19" E 130° 43' 07" 点ウ N 31° 35' 23" E 130° 43' 08" 点エ N 31° 35' 24" E 130° 43' 07"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(東桜島村の区域)
鹿特区ひじ第26号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市東桜島町伊敷ヶ窪地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 01" E 130° 38' 05" 点イ N 31° 32' 57" E 130° 38' 07" 点ウ N 31° 32' 58" E 130° 38' 09"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(東桜島村の区域)
鹿特区ひじ第27号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市海潟桜島口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 57" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 52"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第28号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市荒崎地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点1 N 31° 30' 38" E 130° 41' 44"</p> <p>基点2 N 31° 30' 33" E 130° 41' 44"</p> <p>点ア N 31° 30' 38" E 130° 41' 37"</p> <p>点イ N 31° 30' 33" E 130° 41' 37"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)
鹿特区ひじ第29号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市浜平地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点1 N 31° 27' 55" E 130° 41' 54"</p> <p>基点2 N 31° 27' 48" E 130° 41' 55"</p> <p>点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47"</p> <p>点イ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根を除く)
鹿特区ひじ第30号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿屋市浜田地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 20' 45" E 130° 47' 36"</p> <p>点イ N 31° 20' 41" E 130° 47' 36"</p> <p>点ウ N 31° 20' 20" E 130° 47' 43"</p> <p>点エ N 31° 20' 08" E 130° 47' 53"</p> <p>点オ N 31° 20' 10" E 130° 48' 07"</p> <p>点カ N 31° 20' 35" E 130° 47' 49"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市の区域
鹿特区ひじ第31号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	肝属郡錦江町皆倉地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点1 N 31° 17' 26" E 130° 47' 42"</p> <p>基点2 N 31° 17' 13" E 130° 47' 42"</p> <p>点ア N 31° 17' 26" E 130° 47' 30"</p> <p>点イ N 31° 17' 13" E 130° 47' 30"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡錦江町の旧大根占町の区域
鹿特区ひじ第32号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	肝属郡南大隅町伊座敷地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 05' 27" E 130° 41' 07"</p> <p>点イ N 31° 05' 30" E 130° 41' 03"</p> <p>点ウ N 31° 05' 27" E 130° 40' 57"</p> <p>点エ N 31° 05' 23" E 130° 41' 01"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町の旧佐多町伊座敷の区域
鹿特区ひじ第33号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	肝属郡南大隅町佐多郡間泊地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 08"</p> <p>点イ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07"</p> <p>点ウ N 31° 02' 05" E 130° 43' 09"</p> <p>点エ N 31° 02' 13" E 130° 43' 09"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町の旧佐多町の区域(伊座敷を除く)

オ 真珠母貝養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区母(垂)第1号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦長瀬ニゴガジロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 03" E 130° 10' 47" 点イ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46" 点エ N 32° 15' 00" E 130° 10' 43"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区母(垂)第2号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦木の根地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 56" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 54" E 130° 10' 36" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 35" 点エ N 32° 14' 51" E 130° 10' 34" 点オ N 32° 14' 54" E 130° 10' 34" 点カ N 32° 14' 55" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区母(垂)第3号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦椶之浦地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 44" E 130° 10' 07" 基点2 N 32° 13' 47" E 130° 09' 59" 点ア N 32° 13' 46" E 130° 09' 58" 点イ N 32° 13' 47" E 130° 09' 59"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区母(垂)第4号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島御所浦獅子島小学校前地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 46" 点イ N 32° 17' 25" E 130° 13' 41" 点ウ N 32° 17' 23" E 130° 13' 40" 点エ N 32° 17' 22" E 130° 13' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区母(垂)第5号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底三船ミングラ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 32" E 130° 09' 32" 点イ N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点ウ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点オ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点カ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点キ N 32° 13' 18" E 130° 09' 47" 点ク N 32° 13' 14" E 130° 09' 45" 点ケ N 32° 13' 14" E 130° 09' 39"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
鹿特区 母(垂) 第6号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 三船浦東 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 25" E 130° 09' 53" 点イ N 32° 13' 28" E 130° 09' 49" 点ウ N 32° 13' 20" E 130° 09' 48" 点エ N 32° 13' 19" E 130° 09' 50"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 母(垂) 第7号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甑町 浦内地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甑町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甑町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甑町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内 市上甑町

カ ひおうぎがい養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひ(垂)第1号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島御所浦下別当南地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点イ N 32° 17' 39" E 130° 13' 59" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 54" 点エ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第2号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島幣串中網代地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 29" E 130° 13' 20" 点イ N 32° 15' 28" E 130° 13' 22" 点ウ N 32° 15' 23" E 130° 13' 17" 点エ N 32° 15' 24" E 130° 13' 15"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第3号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町黒崎浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 17" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 15' 19" E 130° 10' 38" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第4号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦本浦木ノ根地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 49" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 14' 49" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 14' 46" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 14' 46" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第5号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町本浦乳の瀬戸東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 43" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 16" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 13" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第6号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町白瀬白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 54" E 130° 09' 45" 点イ N 32° 13' 56" E 130° 09' 45" 点ウ N 32° 13' 54" E 130° 09' 40" 点エ N 32° 13' 53" E 130° 09' 41"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
鹿特区 ひ(垂) 第7号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町三船 草切山地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 07" E 130° 10' 00" 点イ N 32° 13' 11" E 130° 09' 53" 点ウ N 32° 13' 08" E 130° 09' 50" 点エ N 32° 13' 04" E 130° 09' 57"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第8号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町竹島 , かいまた 瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第9号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町宮之 浦白拍子 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 41" E 130° 11' 11" 点イ N 32° 12' 41" E 130° 11' 15" 点ウ N 32° 12' 37" E 130° 11' 15" 点エ N 32° 12' 37" E 130° 11' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第10号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町脇崎 先の山鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 07" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 09" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 09" E 130° 11' 37"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第11号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町市来 埼観音地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 08' 53" E 130° 11' 59" 点イ N 32° 08' 53" E 130° 11' 57" 点ウ N 32° 08' 52" E 130° 11' 57" 点エ N 32° 08' 52" E 130° 11' 59"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第12号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 52" E 130° 10' 28" 点イ N 32° 07' 51" E 130° 10' 26" 点ウ N 32° 07' 47" E 130° 10' 30" 点エ N 32° 07' 48" E 130° 10' 32"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区 ひ(垂) 第13号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 57" E 130° 10' 18" 点イ N 32° 07' 58" E 130° 10' 20" 点ウ N 32° 07' 54" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第14号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 浦西岸地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 19" E 130° 08' 49" 点イ N 32° 12' 21" E 130° 08' 50" 点ウ N 32° 12' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 12' 26" E 130° 08' 45" 点オ N 32° 12' 22" E 130° 08' 43"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 長島町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第15号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜漕 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 59" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 00" E 130° 06' 49" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 長島町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第16号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温ノ 浦黒崎地 先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 36" E 130° 06' 39" 基点2 N 32° 11' 36" E 130° 06' 37" 点ア N 32° 11' 39" E 130° 06' 38" 点イ N 32° 11' 39" E 130° 06' 37"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 長島町の地区

キ あわび養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(垂)第1号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島幣串中綱代地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 31" E 130° 13' 19" 点イ N 32° 15' 29" E 130° 13' 21" 点ウ N 32° 15' 24" E 130° 13' 16" 点エ N 32° 15' 25" E 130° 13' 14"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第2号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町黒崎浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 15' 22" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 32" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第3号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦葛輪地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 09" E 130° 11' 02" 点イ N 32° 15' 08" E 130° 11' 02" 点ウ N 32° 15' 07" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 15' 08" E 130° 11' 00"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第4号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦葛輪アソジロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 05" E 130° 10' 48" 点イ N 32° 15' 03" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 15' 04" E 130° 10' 53" 点エ N 32° 15' 06" E 130° 10' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第5号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦本浦木ノ根地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 46" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 14' 46" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 14' 43" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 14' 43" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第6号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町野島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 30" E 130° 10' 53" 点イ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点ウ N 32° 14' 27" E 130° 10' 50" 点エ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(垂)第7号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町白瀬葛輪境地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 52" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 10' 00" 点ウ N 32° 14' 49" E 130° 09' 55" 点エ N 32° 14' 47" E 130° 09' 57"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第8号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町三船草切山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 04" E 130° 09' 56" 点イ N 32° 13' 07" E 130° 09' 51" 点ウ N 32° 13' 00" E 130° 09' 46" 点エ N 32° 12' 58" E 130° 09' 49" 点オ N 32° 12' 59" E 130° 09' 53"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第9号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町竹島, かいまた瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 49" E 130° 10' 48" 点ウ N 32° 13' 49" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第10号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町伊唐島シノキ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 37" E 130° 12' 20" 点イ N 32° 12' 38" E 130° 12' 18" 点ウ N 32° 12' 35" E 130° 12' 15" 点エ N 32° 12' 34" E 130° 12' 17"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第11号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町脇崎先の山鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 04" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 04" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 07" E 130° 11' 37"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第12号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町加世堂西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 49" E 130° 10' 22" 点イ N 32° 07' 50" E 130° 10' 24" 点ウ N 32° 07' 53" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(垂)第13号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底浦西岸地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 19" E 130° 08' 50" 点イ N 32° 12' 19" E 130° 08' 52" 点ウ N 32° 12' 21" E 130° 08' 50" 点エ N 32° 12' 19" E 130° 08' 49"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区あ(垂)第14号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浜漕地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 54" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 53" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区あ(垂)第15号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町蔵之元地先	点ア, 点イ, 点ウ及び基点ウを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 24" E 130° 06' 03" 点イ N 32° 11' 23" E 130° 06' 01" 点ウ N 32° 11' 22" E 130° 06' 01"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区あ(垂)第16号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市上甕町平良地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 48' 21" E 129° 50' 14" 点イ N 31° 48' 23" E 129° 50' 14" 点ウ N 31° 48' 23" E 129° 50' 13" 点エ N 31° 48' 21" E 129° 50' 13"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町

ク かき養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区か(垂)第1号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島小学校地先	点ア、点イ、点ウ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 46" 点イ N 32° 17' 26" E 130° 13' 42" 点ウ N 32° 17' 25" E 130° 13' 41"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区か(垂)第2号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町葛輪木の根地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 56" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 35" 点オ N 32° 14' 54" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区か(垂)第3号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町葛輪ニゴガシロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 14' 57" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区か(垂)第4号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町本浦くら地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 34" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 10' 34" 点エ N 32° 14' 10" E 130° 10' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区か(垂)第5号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町本浦樫之浦地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 42" E 130° 10' 06" 基点2 N 32° 13' 44" E 130° 10' 07" 点ア N 32° 13' 44" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 58"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区か(垂)第6号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町薄井針尾下地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 16" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 13' 16" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 13' 17" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 35"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区か(垂)第7号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町薄井竹島かいまた瀬地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 50"</p> <p>点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 49"</p> <p>点ウ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45"</p> <p>点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 45"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

ケ 真珠養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿区第1号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	出水郡長島町浦底三船ミングラ地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点ウ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点エ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点オ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点カ N 32° 13' 26" E 130° 09' 49" 点キ N 32° 13' 35" E 130° 09' 45"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡東町
鹿区第2号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	出水郡長島町三船浦真珠作業基地地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 13' 03" E 130° 09' 41" 点イ N 32° 13' 03" E 130° 09' 42" 点ウ N 32° 13' 05" E 130° 09' 42" 点エ N 32° 13' 04" E 130° 09' 40"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡東町
鹿区第3号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市上甕町浦内地先	<p>基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甕町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甕町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甕町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町

コ くるまえば養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿区く第1号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	6月1日～翌年3月31日	出水市住吉町名護地先	<p>点ア、点イ、点ウ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点1 N 32° 07' 16" E 130° 19' 31" (出水市名護出水地区大規模増殖場東堤防基点標識)</p> <p>基点2 N 32° 07' 13" E 130° 19' 26" (出水市名護出水地区大規模増殖場西堤防基点標識)</p> <p>点ア N 32° 07' 20" E 130° 19' 29" 点イ N 32° 07' 17" E 130° 19' 23"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水市

(3) 定置漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第1号	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年5月31日	薩摩川内市上甑町瀬上一本松地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 52' 06" E 129° 52' 22" (薩摩川内市上甑町瀬上一本松基点標石) 点ア N 31° 52' 07" E 129° 52' 21" 点イ N 31° 52' 22" E 129° 52' 27" 点ウ N 31° 52' 09" E 129° 52' 39"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市里町、上甑町瀬上、小島、桑の浦
鹿定第2号	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甑町平良島黒瀬地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 48' 52" E 129° 49' 32" (薩摩川内市上甑町平良島木ノ口黒瀬基点標石) 点ア N 31° 48' 58" E 129° 49' 40" 点イ N 31° 49' 11" E 129° 49' 35" 点ウ N 31° 49' 04" E 129° 49' 14"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甑町中甑
鹿定第3号	定置漁業	ぶり雑魚定置	9月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甑町平良島深浦地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 03" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甑町平良島深浦エビス岩基点標石) 点ア N 31° 47' 04" E 129° 50' 06" 点イ N 31° 47' 11" E 129° 49' 56"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甑町平良
鹿定第4号	定置漁業	ぶり雑魚定置	12月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甑町平良島弁慶地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 46' 53" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甑町平良島弁慶定置小屋基点標石) 点ア N 31° 46' 35" E 129° 50' 17" 点イ N 31° 46' 46" E 129° 50' 21"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甑町平良
鹿定第5号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町夜萩地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 05" E 129° 47' 35" (薩摩川内市鹿島町夜萩浦横瀬基点標石) 点ア N 31° 47' 05" E 129° 47' 27" 点イ N 31° 47' 20" E 129° 47' 28" 点ウ N 31° 47' 14" E 129° 47' 44"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第6号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町浮水地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 45' 31" E 129° 46' 46" (薩摩川内市鹿島町浮水ナメ瀬基点標石) 点ア N 31° 45' 42" E 129° 46' 33" 点イ N 31° 45' 45" E 129° 46' 50" 点ウ N 31° 45' 30" E 129° 46' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第7号	定置漁業	ぶり雑魚定置	10月1日から翌年7月15日	薩摩川内市鹿島町中山地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 45' 13" E 129° 47' 22" (薩摩川内市鹿島町中山サカダマのヘタの瀬基点標石) 点ア N 31° 44' 57" E 129° 47' 34" 点イ N 31° 45' 10" E 129° 47' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第8号	定置漁業	ぶり雑魚定置	10月1日から翌年7月15日	薩摩川内市鹿島町吹切地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 19" E 129° 46' 49" (薩摩川内市鹿島町吹切平瀬基点標石) 点ア N 31° 44' 03" E 129° 47' 02" 点イ N 31° 44' 22" E 129° 47' 06" 点ウ N 31° 44' 24" E 129° 46' 48"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第9号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町由良島地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 17" E 129° 45' 36" (薩摩川内市鹿島町大崩八尻ゴト基点標石) 点ア N 31° 44' 40" E 129° 45' 27" 点イ N 31° 44' 41" E 129° 45' 42" 点ウ N 31° 44' 16" E 129° 45' 38"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第10号	定置漁業	雑魚定置	11月1日から翌年7月31日	薩摩川内市下甕町長浜小田地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 43' 24" E 129° 46' 26" (薩摩川内市下甕町長浜小田天ヶ瀬基点標石) 点ア N 31° 43' 08" E 129° 46' 39" 点イ N 31° 43' 24" E 129° 46' 46"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甕町長浜

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	地元地区
鹿定第11号	定置漁業	雑魚定置	11月1日から翌年8月31日	薩摩川内市下甑町長浜汐床地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 41' 27" E 129° 44' 39" (薩摩川内市下甑町長浜汐床基点標石) 点ア N 31° 41' 21" E 129° 44' 59" 点イ N 31° 41' 36" E 129° 45' 00" 点ウ N 31° 41' 33" E 129° 44' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町長浜青瀬
鹿定第12号	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年7月9日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 39' 32" E 129° 43' 59" (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39' 30" E 129° 44' 16" 点イ N 31° 39' 35" E 129° 44' 22" 点ウ N 31° 39' 47" E 129° 44' 05" 点エ N 31° 39' 34" E 129° 43' 57"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第13号	定置漁業	雑魚定置	7月10日から10月31日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 39' 35" E 129° 43' 51" (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39' 33" E 129° 43' 57" 点イ N 31° 39' 38" E 129° 44' 06" 点ウ N 31° 39' 45" E 129° 43' 57" 点エ N 31° 39' 37" E 129° 43' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第14号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 26' 01" E 130° 10' 04" (南さつま市笠沙町片浦高崎ジャガ鼻大瀬基点標石) 点ア N 31° 26' 11" E 130° 10' 09" 点イ N 31° 26' 14" E 130° 10' 12" 点ウ N 31° 26' 02" E 130° 10' 25" 点エ N 31° 25' 57" E 130° 10' 07"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市笠沙町片浦(野間池地区を除く)
鹿定第15号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 21' 50" E 130° 10' 07" (南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根基点標石) 点ア N 31° 22' 00" E 130° 09' 54" 点イ N 31° 21' 50" E 130° 09' 42" 点ウ N 31° 21' 46" E 130° 09' 48" 点エ N 31° 21' 46" E 130° 09' 59"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第16号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町久志赤野間地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 54" E 130° 11' 53" (南さつま市坊津町久志赤野間基点標石) 基点2 N 31° 20' 01" E 130° 11' 57" (南さつま市坊津町久志赤野間オキノ瀬基点標石) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 11' 50" 点イ N 31° 20' 07" E 130° 11' 34" 点ウ N 31° 20' 16" E 130° 11' 51"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目, 坊津町久志
鹿定第17号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町久志網代鼻地先	<p>基点, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 47" E 130° 12' 12" (南さつま市坊津町久志網代鼻東基点標石) 点ア N 31° 17' 48" E 130° 12' 14" 点イ N 31° 17' 58" E 130° 12' 20" 点ウ N 31° 17' 57" E 130° 12' 01"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町久志
鹿定第18号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開間十町田ノ崎地先	<p>基点, 点ア, 点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 11' 03" E 130° 30' 36" (指宿市開間田ノ崎基点標石) 点ア N 31° 10' 57" E 130° 30' 14" 点イ N 31° 11' 17" E 130° 30' 24"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開間町の地区
鹿定第19号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開間川尻小瀬地先	<p>基点, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 10' 25" E 130° 32' 58" (指宿市開間川尻小瀬基点標石) 点ア N 31° 10' 21" E 130° 33' 06" 点イ N 31° 10' 19" E 130° 33' 08" 点ウ N 31° 10' 11" E 130° 32' 54" 点エ N 31° 10' 14" E 130° 32' 52" 点オ N 31° 10' 23" E 130° 32' 56"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開間町の地区
鹿定第20号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多伊座敷地先	<p>基点, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 05' 57" E 130° 41' 51" (肝属郡南大隅町佐多伊座敷穴口基点標石) 点ア N 31° 06' 04" E 130° 41' 51" 点イ N 31° 06' 11" E 130° 41' 46" 点ウ N 31° 06' 05" E 130° 41' 32" 点エ N 31° 05' 59" E 130° 41' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町佐多伊座敷

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第21号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町船間深井地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 10' 21" E 130° 59' 24" (肝属郡肝付町船間深井基点標石) 点ア N 31° 10' 36" E 130° 59' 25" 点イ N 31° 10' 26" E 130° 59' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
鹿定第22号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町船間涼松地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 12' 30" E 131° 00' 34" (肝属郡肝付町船間光治が落し基点標石) 点ア N 31° 12' 24" E 131° 00' 33" 点イ N 31° 12' 14" E 131° 00' 46" 点ウ N 31° 12' 29" E 131° 00' 55" "</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
鹿定第23号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町岸良ステン島地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 13' 37" E 131° 01' 48" (肝属郡肝付町 基点標石) 点ア N 31° 13' 26" E 131° 01' 42" 点イ N 31° 13' 24" E 131° 01' 42" 点ウ N 31° 13' 22" E 131° 01' 43" 点エ N 31° 13' 25" E 131° 01' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
鹿定第24号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町桃之木地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 11" E 131° 07' 31" (肝属郡肝付町小谷鼻の東、穴クグリ前基点標石) 点ア N 31° 17' 11" E 131° 07' 30" 点イ N 31° 17' 28" E 131° 07' 27" 点ウ N 31° 17' 20" E 131° 07' 52"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第25号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町小谷地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 03" E 131° 07' 15" (肝属郡肝付町小谷テンマ石基点標識) 点ア N 31° 17' 07" E 131° 07' 00" 点イ N 31° 17' 21" E 131° 07' 12" 点ウ N 31° 17' 16" E 131° 07' 17"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第26号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町双子瀬地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 46" E 131° 06' 52" (肝属郡肝付町双子瀬基点標柱) 点ア N 31° 17' 05" E 131° 06' 32" 点イ N 31° 17' 05" E 131° 07' 00" 点ウ N 31° 16' 47" E 131° 06' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第27号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町仏崎地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 44" E 131° 05' 36" (肝属郡肝付町仏崎基点標石) 点ア N 31° 16' 44" E 131° 05' 35" 点イ N 31° 16' 54" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 00" E 131° 05' 27" 点エ N 31° 16' 58" E 131° 05' 52" 点オ N 31° 16' 52" E 131° 05' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第28号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町海蔵地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 19' 58" E 131° 06' 05" (肝属郡肝付町海蔵アコウの木の下基点標石) 点ア N 31° 20' 12" E 131° 06' 00" 点イ N 31° 20' 11" E 131° 06' 19" 点ウ N 31° 20' 05" E 131° 06' 16"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第29号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町飯ヶ谷地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 05" E 131° 05' 24" (肝属郡肝付町飯ヶ谷小山基点標石) 基点2 N 31° 20' 09" E 131° 05' 15" (肝属郡肝付町飯ヶ谷イサミ石基点標石) 点ア N 31° 20' 22" E 131° 05' 42" 点イ N 31° 20' 32" E 131° 05' 18"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区
鹿定第30号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町東風泊地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 27" E 131° 04' 24" (肝属郡肝付町東風泊次郎石基点標石) 基点2 N 31° 20' 26" E 131° 04' 19" (肝属郡肝付町東風泊鳥糞石基点標石) 点ア N 31° 20' 52" E 131° 04' 48" 点イ N 31° 20' 51" E 131° 04' 23"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区